

佐用町水防計画 改定のポイント

全体を通して

- 1 県水防計画などの修正を踏まえた見直し
- 2 組織名の変更など 時点修正による見直し
- 3 各機関事前調査を踏まえた見直し など

町水防計画改定の主なポイント

① 土砂災害に関する取り扱いについて

○令和6年度から、国土交通省および兵庫県土木部の通知による変更

- ・土砂災害防止法（※）第7条に規定する「土砂災害警戒区域」同法第9条に規定の「土砂災害特別警戒区域」及びこれらの総称としての「土砂災害警戒区域等」を使用
- ・「土石流危険渓流」「地すべり危険箇所」「急傾斜地崩壊危険箇所」及びこれらの総称としての「土砂災害危険箇所」を使用しないこととなった。
- ・本計画 該当箇所
「第4章 重要水防箇所・危険が予想される場所 P25」

※正式名称：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

② 災害時応援協定について

○災害時応援協定

全 34 件（行政機関との協定9件、その他関係機関との協定25件）
うち新たな協定 2件

- ・本計画 該当箇所
「第12章 他の水防機関、関係機関との協力及び応援 P57～P59」